

新田口町会会則

第 1 条

(名 称)

本会

は新田口町会と称する。

第 2 条

(事務所)

本町会

の事務所を町会長宅に置く。

第 3 条

(会 員)

本町会

の会員は新田口町の区域内に居住者とする。

第 4 条

(目 的)

本町会

は地域住民の福祉の増進に寄与するため、住民からの要望を市政に反映すること及び市の施策に協調しよりよい文化的で住みよい環境をつくること並びに町会員の親睦を図ることを目的とする。

第 5 条

(事 業)

本町会

は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 民主的な行政発展を図るために関係機関と意見の交換を行う。

2. 衛生思想の昂揚を図り住みよい環境をつくる。

3. その他町会が必要と認める事項。

第 6 条

(役 員)

町会長

1 名

副女性部長

若干名

副町会長

若干名

事務局長

1 名

会館長

1 名

会 計

1 名

副会館長

1 名

理 事

若干名

衛生自治会長

1 名

班 長

各班 1 名

副衛生自治会長

1 名

監 査

2 名

文化部長

1 名

若業会会長

1 名

副文化部長

若干名

子供会会長

1 名

総務部長

1 名

防犯パトロール隊長

1 名

女性部長

1 名

但し、前期町会長を相談役とする。又役員は必要に応じ増減出来る。

尚、役員には役員手当を支給することが出来る。

金額については、役員会・理事会において決める。

(役員の手当)

町会長

50,000 円

令和 5 年度年額

副町会長

30,000 円

副町会長以外の役員

20,000 円

各組理事

10,000 円

各組班長

5,000 円

監査

5,000 円

事務局長

144,000 円

第 7 条

(役員の選任)

役員は総会に於て会員中より選出する。但し、副町会長、会計、監査、理事は、町会長が指名して選任することができる。

第 8 条

(役員の任期)

1. 役員

の任期は 2 年とし再任を妨げない。

但し班長の任期は 1 年とし再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員

の任期は前任者の残任期間とする。

3. 役員は任期満了後も後任者の選任されるまでその職務を行う。

第 9 条

(役員の職務)

1. 町会長

は町会を代表し会務を司る。

2. 副町会長

は町会長を補佐し町会長不在時はその職務を代行する。

3. 会計

は町会長の指示を受け会計事務を処理する。

4. 監査

は会計を監査する。

5. 理事

は会議を審議し、町会長指示の下各班を掌握し町会内の実践的活動に当る。

6. 班長

は理事の指示に従い班内の連絡並びに実践的活動に当る。

第 10 条

(組 織)

本会の運営を円滑ならしむるため次の部を置く。

1. 総務部

町会長の指示を受け町会の総務全般を処理する。

2. 衛生部

町会長の指示を受け町会の衛生活動等を行う。

3. 文化部

町会長の指示を受け文化活動全般を行う。

4. 管理部

町会長の指示を受け町会会館の管理等を行う。

5. 女性部

町会長の指示を受け活動を行う。

第 11 条

(会 議)

本町会

の会議は総会及びに理事会並びに班長以上の役員会とする。

第 12 条 (総 会)	総会は定期総会又は臨時総会とする。 1. 定期総会は原則として毎年事業年度終了後 2 カ月以内に、臨時総会は会員 3 分の 1 以上の要請のあった時若しくは役員が必要と認める時に、町会長が召集する。 2. 総会は町会員 2 分の 1 以上の出席を以て成立する。但し、班長以上の役員 5 分の 1 以上の出席を以て総会に替えることができる。
第 13 条 (議 長)	総会の議長は各総会に出席者中より選任する。但し、町会長を以て之にあてることができる。
第 14 条 (総会の議決)	総会の議事は出席者の過半数で之を決し可否同数の時は議長の決するところによる。
第 15 条 (総会 の議決事項)	総会は次の事項を討議する。 1. 事業報告及び事業計画 2. 収支予算の設定及び決算報告 3. 会則の設定及び改正 4. 役員の選出及び承認 5. その他役員会で必要と認めた事項
第 16 条 (役員会 ・理事会)	役員会は、班長以上にて役員会とする。 1. 役員会の議長は会長を以て之にあてる。 2. 理事会は原則として毎月 1 回開催することとする。 ただし、町会長が必要と認めた時は何時でも開催することができる。
第 17 条 (役員会・理事 会の議決事項)	1. 総会に提出する議案及び開催に関すること。 2. 本町会の事業運営に関すること。 3. 前号のほか緊急を要する事項及び町会長が必要と認める事項並びに役員提出の議案。
第 18 条 (事業年度)	本町会の事業年度は 1 年とし毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終るものとする。
第 19 条 (会の経費)	本町会の経費は次のものを以て充当する。 1. 会費(昭和 62 年 6 月 1 日改正) ① 1 カ月 1, 000 円以上……工場等使用者 20 人以上のもの。 ② 1 カ月 250 円以上 集金方法は年 2 回(6 カ月毎に) $1,500 + 1,500 = 3,000 \text{ 円}$ 2. 交付金 3. その他寄付金
第 20 条 (町会長交際費)	町会長は必要に応じて交際費を支出することができる。
第 21 条 (事 務)	事務長は町会事務及び用務にあたる。 1. 事務長には毎月手当を支払う。 2. 手当は理事会にて決める。
第 22 条 (細 則)	1. 慶 弔 町会費より次の通り慶弔金を支出する。 ① 香典 5,000 円 ② 火災見舞金 5,000 円 ③ その他役員会又は理事会で必要と認めたとき 2. 会館の運営 新田口町会会館の運営については会館使用規定により運営する。 3. 記念品贈呈 任期の 2 年を経過し退任する理事以上に記念品を贈る事ができる。 4. 組、班編成 組、班の編成は、原則として次のとおりとする。 ① 組 マンション等で、20 戸以上は 1 つの組とし組理事を選出。 ② 班 3 軒以上は 1 つの班とし班長を選出。 尚、班内の戸数が 2 戸以下になった時点で、隣組に統合される。 詳細は、町会長が決めることとする。
附 則	
① 会則に無い事項は役員会又は理事会で決める事ができる。	
② 本会則の改訂日は令和 6 年 4 月 20 日とする。	